

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u>	<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u>
IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）	IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）
IV－3－1 有価証券関連業に係る業務の適切性	IV－3－1 有価証券関連業に係る業務の適切性
IV－3－1－2 勧誘・説明態勢	IV－3－1－2 勧誘・説明態勢
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(新設)	<u>(3) 高齢顧客への勧誘に係る留意事項</u> <u>高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることから、高齢顧客に対する投資勧誘においては、適合性の原則に基づいて、慎重な勧誘・販売態勢を確保するとともに、問題のある勧誘・販売を早期に発見するためのモニタリング態勢を整備する必要がある。また、商品販売後においても、丁寧にフォローアップしていく必要がある。以上を踏まえ、以下の点に留意して監督するものとする。</u> ① <u>日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)を踏まえ、高齢顧客に対する勧誘・販売に関する社内規則を整備するとともに、社内規則の遵守状況をモニタリングする態勢を整備しているか。</u> ② <u>商品の販売後においても、高齢顧客の立場に立って、きめ細かく相談にのり、投資判断をサポートするなど丁寧なフォローアップを行っているか。</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(3) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 (略) (4) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略) (5) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 (略) (6) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保） (略) (7) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 (略) (8) 監督手法・対応 (略) (中略)	(4) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 (略) (5) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略) (6) 債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項 (略) (7) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保） (略) (8) 少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 (略) (9) 監督手法・対応 (略) (中略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－1 登録 IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 認可 （略） ① （略） ② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。 イ．内部管理 当該業務に係る内部管理体制について、次の事項が整備されているか。 a．・b． （略） c． 当該業務において信用取引を取り扱わず、また、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第 17 条第 12 号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。 （中略）	IV－4 諸手続（第一種金融商品取引業） IV－4－1 登録 IV－4－2 承認及び届出等 IV－4－2－1 認可 （略） ① （略） ② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。 イ．内部管理 当該業務に係る内部管理体制について、次の事項が整備されているか。 a．・b． （略） c． 当該業務において信用取引を取り扱わず、また、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第 17 条第 12 号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。 （中略）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u>	<u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u>
V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）	V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）
V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性	V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
V－2－1－1 勧誘・説明態勢	V－2－1－1 勧誘・説明態勢
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略)	(3) 投資信託の勧誘に係る留意事項 (略)
①・② (略) (新設)	①・② (略)
③ N I S Aを利用する取引の勧誘に係る留意事項については、IV－3－1－2 <u>(7)</u> ①に準ずる。	③ 高齢顧客への勧誘による販売に係る留意事項については、IV－3－1－2 (3) に準ずる。
	④ N I S Aを利用する取引の勧誘に係る留意事項については、IV－3－1－2 <u>(8)</u> ①に準ずる。
(中略)	(中略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u> VII－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）②及び④、Ⅲ－２－８（３）並びにⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４及びⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅵ－２及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（５）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 （中略）	<u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u> VII－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）②及び④、Ⅲ－２－８（３）並びにⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４及びⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅵ－２及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 （中略）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u> XI－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３並びにⅢ－２－６（１）②及び④を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）並びにⅣ－３－１－６を除く。）並びにⅣ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 なお、Ⅳ－３－１－２（<u>５</u>）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 （以下略）	<u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u> XI－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３並びにⅢ－２－６（１）②及び④を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）並びにⅣ－３－１－６を除く。）並びにⅣ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第 66 条の 18 に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 なお、Ⅳ－３－１－２（<u>６</u>）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 （以下略）